

# 郡山市認知症施策推進本部設置要綱

令和6年1月4日制定

令和6年2月8日一部改正

令和6年4月1日一部改正

[保健福祉部地域包括ケア推進課]

## (設置)

第1条 急速な高齢化の進展に伴い認知症の方が増加している現状等に鑑み、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し基本理念等を定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）が施行されたことを踏まえ、本市においても、認知症の方を含めた市民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を図るため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する取り組み等を全庁的に協議することを目的として、郡山市認知症施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市における認知症に係る課題の抽出及び整理並びにその対策に関すること。
- (2) 認知症施策推進計画の作成及び実施の推進に関すること。
- (3) その他本市における共生社会の実現に資するために必要な事項

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、認知施策推進アドバイザー及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 認知施策推進アドバイザーには、保健所長をもって充てる。
- 5 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、代理の順序は、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第5条の例による。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

## (委員会等)

第6条 推進本部から指示された事項について調査、検討等（以下「調査等」という。）を行うため、推進本部に認知症施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には保健福祉部長を、副委員長には保健福祉部次長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会で行った調査等の経過及び結果について本部長に報告しなければならない。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 委員会は、専門的事項の調査、研究等のため、必要に応じ関係職員で構成するワーキングチームを置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 本部長又は委員長は、必要と認めるときは、本部員若しくは委員以外の市職員又は認知症当事者及びその家族、関係機関、団体等に属する者から意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

総務部長、総務部理事、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、保健所理事、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、都市構想部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、上下水道事業管理者、上下水道局長

#### 別表第2 (第6条関係)

総務法務課長、政策開発課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、こども総務企画課長、農業政策課長、産業雇用政策課長、道路建設課長、都市政策課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、上下水道局総務課長、富田行政センター所長、大槻行政センター所長、安積行政センター所長、三穂田行政センター所長、逢瀬行政センター所長、片平行政センター所長、喜久田行政センター所長、日和田行政センター所長、富久山行政センター所長、湖南行政センター所長、熱海行政センター所長、田村行政センター所長、西田行政センター所長、中田行政センター所長